

無線従事者

国家試験受験
免除

青い網掛けは資格取得が可能な学科

- ・第一級陸上特殊無線技士
- ・第二級海上特殊無線技士
- ・第三級海上特殊無線技士

人間 比較文化	生物資源 生物環境 生命化学	機械情報 ソフトウェア マネジメント	国経 観光	教育 乳幼児	PA MA VA	LA
------------	----------------------	--------------------------	----------	-----------	----------------	----

無線従事者とは、電波を利用して符号、音声その他の音響を送受信するための電気的設備の操作またはその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けた者をいい、世界を相手にするコミュニケーション・エンジニアです。

本学で取得できる「無線従事者」の免許は、第一級陸上特殊無線技士と第二級および第三級海上特殊無線技士です。

第一級陸上特殊無線技士は、多重無線設備を使用した固定局等の無線設備を操作する資格。NTT、KDDなどの電話局、NHKなどの放送局、JR、電力会社、などで必要とされています。

第二級海上特殊無線技士は、もっぱら漁船や沿海を航行する内航船舶の船舶局、VHFによる小規模海岸局などの無線設備を対象とする資格です。

第三級海上特殊無線技士は、沿岸海域で操業する小型漁船やレジャーボート、ヨットなどの船舶局の無線電話等の無線設備を操作する資格です。

これらの免許を取得するには、国家試験に合格しなければなりませんが、機械情報システム学科では、総務大臣より無線従事者規則第31条第1項の規定に基づく科目内容が適合していますので、下記の科目を修得したうえで卒業し、申請すれば上記の3免許が取得できます。

●第一級陸上特殊無線技士

●第二級海上特殊無線技士

無線従事者規則第31条 第1項規定に基づく科目	本学で開設する科目	修得単位	備考
----------------------------	-----------	------	----

無線機器学その他無線機器に関する科目	情報通信システム 電磁波工学	2 —	
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電磁波工学	2	
電子計測その他無線測定に関する科目	計測工学	2	
電波法規その他電波法令に関する科目	通信法規	2	
	免許取得に必要な単位数	8	

●第三級海上特殊無線技士

無線従事者規則第31条 第1項規定に基づく科目	本学で開設する科目	修得単位	備考
----------------------------	-----------	------	----

無線機器学その他無線機器に関する科目	情報通信システム	2	
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電磁波工学	2	
電波法規その他電波法令に関する科目	通信法規	2	
	免許取得に必要な単位数	6	